

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市別所本町三五番、最後の住所大阪府高槻市宮野町三番一三〇一号

被相続人 亡 板垣 篤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

大阪府北区西天満四丁目一番二〇号LEE P LAZA 四階

相続財産清算人 弁護士 小西 輝明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市森河内西二丁目四八八番地、最後の住所大阪府茨木市下穂積四丁目一三番五〇七号

被相続人 亡 木村 和寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

大阪府北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル六階

相続財産清算人 弁護士 堀井 昭暢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県北葛城郡広陵町大字大塚無番地、最後の住所神戸市東灘区本山南町三丁目三番一〇一七号

被相続人 亡 岡本 文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号 JR神戸駅NKビル七階 神戸セジョン外国法共同事業法律事務所

相続財産清算人 弁護士 韓 検治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所兵庫県尼崎市塚口本町七丁目二番一二五〇九号

被相続人 亡 柳 正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号 JR神戸駅NKビル七階 神戸セジョン外国法共同事業法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白 承豪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前一丁目二九〇番地、最後の住所神戸市須磨区北落合四丁目四二番七六一二〇六号

被相続人 亡 井上 光郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

神戸市中央区八幡通三丁目二番五号IN東洋ビル五〇一号室アトム神戸法律事務所弁護士法人

相続財産清算人 弁護士 濱手 亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県新見市高尾二四七四番地五、最後の住所兵庫県姫路市野里上野町一丁目一五番一〇一四〇一号龍野ハイツ

被相続人 亡 小林 浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

兵庫県姫路市飾磨区三宅一丁目一九四一二今村ビル三階 KM法律経営事務所

相続財産清算人 弁護士 松前 拓士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市丸之内八八番地、最後の住所奈良県葛城市北花内七〇一番地一二

被相続人 亡 市川 達哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

奈良市登大路町五番地 修徳ビル一階 登大路総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田中 啓義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市長沢町一三七番地、最後の住所島根県出雲市小山町四八二番地一モ二ツクフアミューズ一〇二

被相続人 亡 向田 徳男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

島根県出雲市天神町八八六番地一、事務所島根県出雲市天神町六七番地一鐘推隆之司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 鐘推 隆之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県小田郡矢掛町小林一二二番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 難波美榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

岡山県倉敷市美和二丁目四番一五号 相続財産清算人 司法書士 平田 一希

相続財産清算人 司法書士 平田 一希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市金蔵寺町一五三九番地、最後の住所岡山県倉敷市児島小川町九二四番地八

被相続人 亡 宮内 勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

岡山県倉敷市川西町一〇番二号倉敷川西町R G B三階 弁護士法人田原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田原 洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市水島南亀島町六六番地、最後の住所岡山県倉敷市水島南亀島町一八番一〇号

被相続人 亡 横溝 弥吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

岡山県倉敷市川西町一〇番二号倉敷川西町R G B三階 弁護士法人田原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田原 洋介

第54期決算公告 令和8年3月24日
札幌市北区新川645番地1
伊吹運輸株式会社
代表取締役 上谷 弘一
貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額(百万円)	
資産部	流動資産	510	
	固定資産	293	
	合 計	804	
負債及び純資産部	流動負債	173	
	固定負債	70	
	資本	560	
	剰余金	12	
	本利剰余金	154	
	その他剰余金	154	
	利益剰余金	394	
	その他利益剰余金	394	
	うち当期純利益	(155)	
	合 計	804	

第12期決算公告 令和8年3月13日
札幌市東区丘珠町555番地4
株式会社T&Dロジテム
代表取締役 中山裕一郎
貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額(百万円)	
資産部	流動資産	241	
	固定資産	5	
	合 計	247	
負債及び純資産部	流動負債	155	
	固定負債	26	
	資本	64	
	剰余金	217	
	本利剰余金	138	
	その他剰余金	138	
	利益剰余金	0	
	その他利益剰余金	△291	
	うち当期純利益	△291	
	合 計	247	